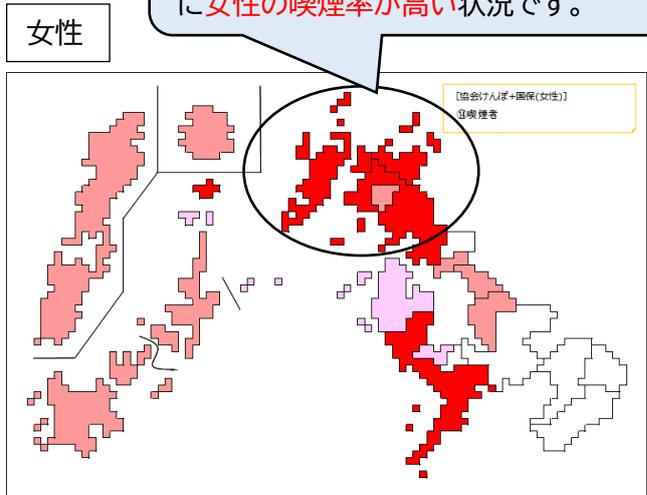
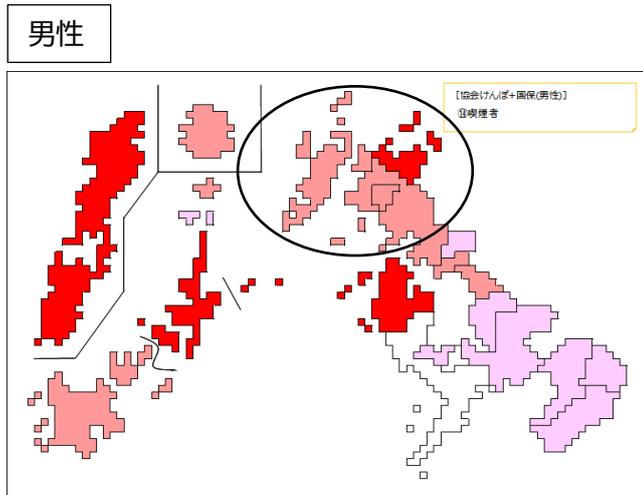


今月のテーマ **受動喫煙による健康被害を防止しよう！**

## ～県内の喫煙率～



色が濃いほど県全体と比較して喫煙率が高いことを表しています。県北地域は、特に**女性の喫煙率が高い**状況です。

(出典：令和3年度地域・職域を超えたデータ分析(協会けんぽと国保の特定健診結果データを共有した統計資料))

## ～受動喫煙とは～

他人の喫煙により生じた有害物質を含む煙を吸わされてしまうこと。直接たばこを吸っていないくても、受動喫煙をすることで図のような様々な全身疾患のリスクが高まります。

また、妊娠中の女性や家族に乳幼児がいる場合、“**乳幼児突然死症候群**”（赤ちゃんが事故や窒息などのはっきりした理由もなく、突然亡くなってしまうこと）のリスクも高まります。

たばこを吸う方は自分の身体だけでなく、周りの方の健康を害してしまう可能性があります。自分自身や家族のために**禁煙**しましょう。  
 どうしても、たばこを吸いたい！という方は、健康被害のリスクを知り、周りに**配慮**して吸うことが大切です。



### たばこによってリスクが高まる病気

たばこは、さまざまな生活習慣病のリスクを高めます。

(出典：長崎県作成リーフレット「たばこの害について考えよう」、厚生労働省 e-ヘルスネット)

# ～改正健康増進法について～

望まない受動喫煙を防止するために以下のとおり義務化されました。

2019年7月1日～  
教育機関・医療機関・児童福祉施設・  
行政機関等

## 原則敷地内禁煙

(特定屋外喫煙所設置可)

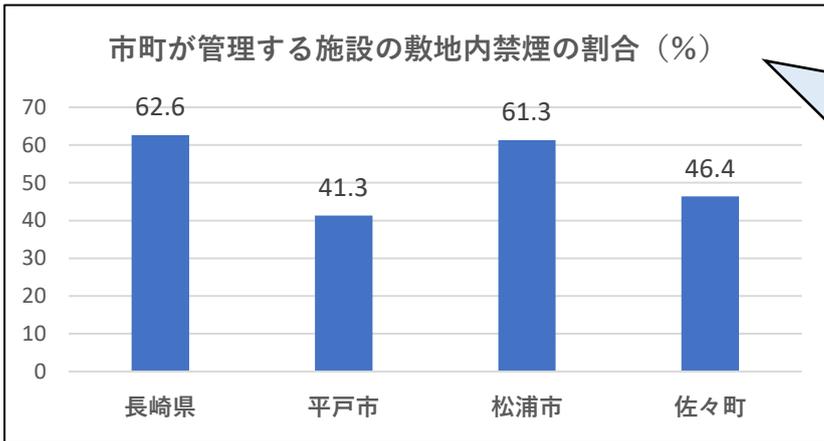
2020年4月1日～  
飲食店、事業所、工場、ホテルや旅  
館、旅客運送用事業船舶や鉄道等

## 原則屋内禁煙

(既存飲食店の喫煙可能室除く)



喫煙者には**周囲に配慮して喫煙する義務**があります！特に子どもや患者など配慮が必要な方の近くで吸ってはいいけません！



県北地域は、県全体と比較して**公共施設(行政機関含む)**が敷地内全面禁煙である割合が低い状況です。長崎県では公共施設の敷地内全面禁煙や出入口付近の喫煙所の撤去の推進を目的に毎年調査を行っています。

(出典：R4 年度「県及び市町が管理する公共施設の受動喫煙対策状況調査」結果)

長崎県は、県庁知事部局、地方機関において、令和5年4月1日から敷地内全面禁煙となります！



長崎県庁が率先して敷地内禁煙に取り組んでおります。市町でも公共施設の喫煙所の撤去に取り組んでいただくことを目指しています。

(出典：長崎県国保・健康増進課作成 第一種・第二種施設リフレット)